

ワシントン条約適用対象動植物等の再輸出証明書による 輸入の取扱いについて

輸入注意事項63第33号 (63.9.14)

改正①輸入注意事項17第26号 (17.7.25)

ワシントン条約適用対象動植物、これらの個体の一部及び派生物（昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）一の第2、二、三の8の(2)及び(3)の規定に対象となる貨物をいう。）の原産国等（当該動植物の原産地に係る国又は地域をいう。）以外の国又は地域を船積地域とする輸入については、同条約に基づく再輸出証明書中、原産国又は原産国に輸出許可番号の記載がないもの又は明示されていないもの（例えば、原産国が「unknown」と記載されているもの。ただし、条約発効前に取得した貨物を除く。）については、昭和63年10月1日以降原則として輸入を認めないこととします。なお、「条約発効前に取得した貨物」とは、ワシントン条約附属書に最初に掲載された日より前に当該種が野生から取得された場合のものをいいます。